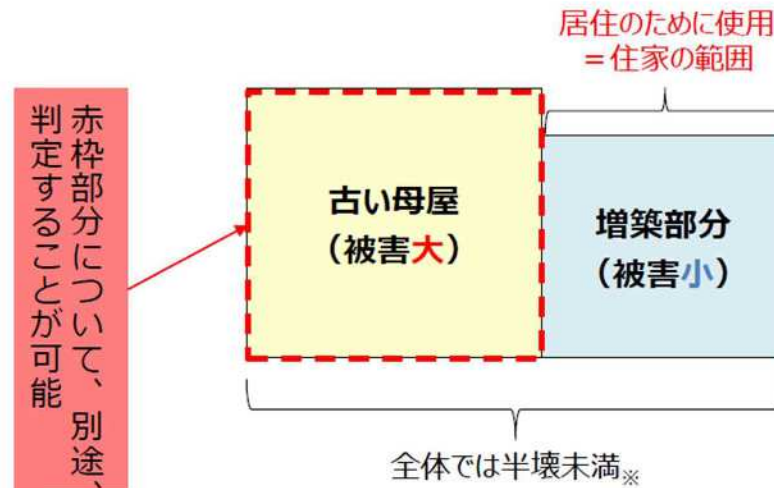


(参考) 被害認定調査の対象となる住家の範囲について

- 第2次調査等の際、居住の実態を踏まえて住家の範囲を見直し、例えば、**居住のために使用されていない古い母屋や納屋等を住家とは別に判定することが可能**（下図参照）。その場合、居住のために使用しない部分について、**別途、公費解体制度の対象要件を満たす場合には、同制度の対象**となります。

(例) 古い母屋ではなく増築部分に居住している場合



※全壊（又は半壊以上）の罹災証明書が交付されている場合であって、登記上又は構造上別棟と判断できる場合には、被害が大きい棟のみの解体撤去（接続部分の切り離しは所有者が実施）も補助対象（環境省が周知済）